

答 申 第 5 号  
平成20年5月16日

千葉市中央区選挙管理委員会  
委員長 大田 襖之 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

電子媒体による情報の提供について（答申）

平成20年3月28日付け19千中選第561号による諮問について、下記のとおり  
答申します。

記

1 諮問事項

- (1) 裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について
- (2) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第8条第1項第5号及び第10条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により千葉地方裁判所及び千葉検察審査会事務局へ提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

答 申 第 6 号  
平成20年5月16日

千葉市花見川区選挙管理委員会  
委員長 萩田 章 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

### 電子媒体による情報の提供について（答申）

平成20年3月28日付け19千花選第458号による諮問について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 諮問事項

- (1) 裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について
- (2) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について

#### 2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第8条第1項第5号及び第10条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により千葉地方裁判所及び千葉検察審査会事務局へ提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

答 申 第 7 号  
平成20年5月16日

千葉市稲毛区選挙管理委員会  
委員長 相京 美徳 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

### 電子媒体による情報の提供について（答申）

平成20年3月28日付け19千稲選第335号による諮問について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 諮問事項

- (1) 裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について
- (2) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について

#### 2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第8条第1項第5号及び第10条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により千葉地方裁判所及び千葉検察審査会事務局へ提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

答 申 第 8 号  
平成20年5月16日

千葉市若葉区選挙管理委員会  
委員長 田部井 正次郎 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

### 電子媒体による情報の提供について（答申）

平成20年3月28日付け19千若選第488号による諮問について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 諮問事項

- (1) 裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について
- (2) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による提供について

##### 2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第8条第1項第5号及び第10条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により千葉地方裁判所及び千葉検察審査会事務局へ提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

答 申 第 9 号  
平成20年5月16日

千葉市緑区選挙管理委員会  
委員長 阿部 好郎 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

電子媒体による情報の提供について（答申）

平成20年3月28日付け19千緑選第372号による諮問について、下記のとおり  
答申します。

記

1 諮問事項

- (1) 裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による  
提供について
- (2) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体に  
よる提供について

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第8条第1項第5号及び第  
10条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補  
者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により千葉地方裁判所及び千  
葉検察審査会事務局へ提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に  
関し必要な措置が講じられていると認められる。

千葉県美浜区選挙管理委員会  
委員長 齋藤 俊吉 様

千葉県情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

電子媒体による情報の提供について（答申）

平成 2 0 年 3 月 2 8 日付け 1 9 千美選第 5 0 4 号による諮問について、下記のとおり  
答申します。

記

1 諮問事項

- ( 1 ) 裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体による  
提供について
- ( 2 ) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報（有権者等情報）の磁気媒体に  
よる提供について

2 諮問に対する意見

千葉県個人情報保護条例（平成 1 7 年千葉県条例第 5 号）第 8 条第 1 項第 5 号及び第  
1 0 条第 2 項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補  
者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により千葉地方裁判所及び千  
葉検察審査会事務局へ提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に  
関し必要な措置が講じられていると認められる。